

平成 31 年第 4 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 31 年 3 月 14 日 午後 3 時開会
午後 4 時 34 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委 員 喜友名 朝春	委 員 玉城 きみ子
委 員 照屋 尚子	委 員 上原 勝晴	

(2) 欠席委員

委 員 松本 廣嗣

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	教育指導統括監	與那嶺 善道
参 事	親泊 信一郎	参 事	當間 正和
総務課長	識名 敦	教育支援課長	佐次田 薫
施設課長	賀数 朝正	学校人事課長	古堅 圭一
県立学校教育課長	半嶺 満	義務教育課 義務教育指導班班長	天願 直光
保健体育課長	平良 朝治	生涯学習振興課長	城田 久嗣
文化財課長	濱口 寿夫	学校人事課 県立学校人事管理監	上江洲 隆
義務教育課主任指導主事	大里 元児		

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成 31 年第 2 回議事録の承認

全会一致で、平成 31 年第 2 回議事録を承認した。

(4) 平成 31 年第 3 回議事録の承認

全会一致で、平成 31 年第 3 回議事録を承認した。

(5) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、照屋委員を議事録署名人に指名した。

(6) 教育長職務代理者の指名

「沖縄県教育委員会会議規則」第2条の規定により、平敷教育長は、喜友名委員に替えて、玉城委員を教育長職務代理者に指名し、玉城委員がこれを受諾した。

玉城委員は、教育長職務代理者の事務を行う際は「沖縄県教育委員会会議規則」及び「沖縄県教育委員会会議傍聴人規則」の規定による教育長の権限に属する事務を除く事務について、教育管理統括監に専決権限を付与することを宣言した。

(7) 報告事項

なし

(8) 議案審議

議案第1号 沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令について説明を行った。

【質疑等】

○ 喜友名委員 学校運営アドバイザーについて教えていただきたいと思います。只今の説明で、「学校運営全般に係る支援及び助言が必要であることから」と1つの要件になつてはおりますが、やはりアドバイザーとしての経験・知識等が必要になってくると思っております。アドバイザーの選任について、どのように考えられているのか教えていただきたいです。

○ 総務課長 学校運営アドバイザーについては、義務教育課が担当しておりますので、義務教育課の担当から説明をお願いしたいと思います。

○ 義務教育課大里主任指導主事 学校運営アドバイザーの業務について説明させていただきます。これまで授業改善支援員として、本県の小中学校の授業改善に特化した学力向上施策を進めてまいりました。一定の成果を得られておりました。さらに次の学校の授業改善、学力向上を進めていくにあたり、これまでの学校訪問等の経験値から、学校全体の学校力、あるいは組織マネジメントの力が高いところは授業力及び学力も効果を出していることが見てまいりました。ですので、この授業改善支援員を学校運営全般に係るアドバイスを出来るアドバイザーという職種に変更して、さらに学校支援を充実させていきたいといった趣旨からアドバイザーを設置させていただきました。

○ 玉城委員 関連しまして、今の説明を伺いながら、今後、校長の支援等が出てくると学校自体のチームワークや組織マネジメント力等、その中で子供達の不登校の減少、また学力が向上するといった調査結果もセンターで伺いました。とてもこの学校運営アドバイザーの設置に関しては有意義なものだと捉えております。ただですね、先程もありましたように、選任に際してどのような方を選ぶのかということに関しては、公募になりますと、現在校長を退職した皆さんのが再雇用で初任者の指導教諭等をなさっておられるわけですが、そういう方達も対象になるのかお伺いしたいです。

○ 義務教育課大里主任指導主事 基本的にはハローワークで全県一斉に公募をかけて、一定期間公募させていただいております。その中から、退職されて数年経っている方、あるいは今年度退職される管理職の方々等からご応募いただき、それぞれの地区で概ねこういった経験値、運営に関しての実績等もある方を選んでいくかと思います。

○ 玉城委員 分かりました。ありがとうございます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について説明を行った。

【質疑等】

特になし

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令について

【説明（義務教育課義務教育指導班天願班長）】

資料に基づき、スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令について説明を行った。

【質疑等】

○ 上原委員 15ページの改正の経緯及び必要性について説明ございましたとおり、この法律が平成27年に出来て、平成30年9月に第1回目の試験が行われたと書かれておりますが、全国で何名ぐらい受験されて、本県ではどのくらい合格者がいるのでしょうか

うか。その内から、もしよろしければスクールカウンセラーとしての配置はどのようにお考えになっているのか教えていただきたいです。

- 義務教育課義務教育指導班天願班長 報道等を確認したところ、今回の国家試験の受験者数は全国で 35,020 人でした。その内の合格者が 27,876 人です。合格率は 79.6% でございます。その内、沖縄県においては、受験者数がはっきりとは分からぬのですが、合格者につきましては 294 人と報道されておりました。これが第 1 回目の試験でございますが、ただし北海道の地震が 9 月にあり試験が出来なかつた事情もございまして、北海道に関しては 12 月半ばに行われておりますので、若干プラスになる可能性がございますことも述べておきたいと思います。それから、公認心理師の方々をスクールカウンセラーにということですけれども、試験が終わりまして、その試験の結果、合格された方々が名簿に登録されます。その登録をされた方々が、今回沖縄県でもカウンセラーとしておそらく委嘱されるだらうと考えておりますけれども、ただその資格がどの方々が取得したのかまだ履歴書等の記載がないものですから、実際はつきりするのは年度が明ける頃かと想定しております。まだ十分確認が出来ていない状況でございますが、数からすると結構な割合で合格していると思います。現在、沖縄県のスクールカウンセラーは 108 名委嘱しておりますが、沖縄県全体で 294 名という数があるので、かなりの方が合格しているだらうということは予想されます。
- 玉城委員 関連しまして、本県でスクールカウンセラーが 108 名委嘱されているということで、その内 55 名は臨床心理士の免許を持っている方、準ずる方が 53 名だと勉強会で伺いましたが、その準ずる方たちはどのように選定されて、委嘱されているのか教えていただきたいです。
- 義務教育課義務教育指導班天願班長 準ずる方々につきましては、大学院或いは大学を卒業した方で心理に関する業務をしっかりと修めた方々、特に大学院を卒業した方であれば 1 年以上の教育相談の経験等がある方々、大学卒業であれば 5 年以上の経験がある方々というようなことを、まずは履歴書等で確認させていただいているところです。また現場の医師など、そういう方々を履歴書等で確認させていただいて、我々としましては、毎年委嘱に際して面接を行っております。面接をさせていただいて、様々なやり取りをして、現場の声も聞きながら、委嘱に向けていくというかたちでございます。毎年、更新といいますか、委嘱は行っておりますので、適正を見極めています。
- 照屋委員 関連して、スクールカウンセラーが毎年更新して採用されているところで、学校から情報を得たりすることですが、スクールカウンセラーの評価、守秘義務や学校でトラブルがなかったか等の評価システムのようなものはありますか。学校から聞き取るだけでしょうか。
- 義務教育課義務教育指導班天願班長 学校訪問等で情報を伺ったりとか、管理職の

先生方に伺ったりだとか、様々なヒアリングや一定の評価もいただきながら、委嘱に向けております。それをもとに面接等を行い、進めております。

- 喜友名委員 公認心理師については私があまり勉強していなくてよく分からなかつたのですが、今回、国が心理師を公認することになりました。従来は財団法人で、民間主導ということですが、設置の趣旨はいずれも同じだと思います。「児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため」とあります。やはり設置の趣旨に関しては、現在日本国内で大きな問題になっているというようなことがあり、最終的に国が関わって改善に努めていくという方向が、大変評価出来ると思います。ということは、国は公認心理師、スクールカウンセラーから様々な情報を伝達してもらうということもあると思います。そういう積み重ねで改善にも貢献出来るのではと思います。その制度が出来た背景はどのようなことが関係していたのでしょうか。
- 義務教育課義務教育指導班天願班長 今回、公認心理師の国家資格が制定されましたが、これは元をたどっていきますと、特別、学校に関わる内容ということではございません。国民が安心して心理に関する支援を受けられるようにするための要請がございましたが、これまで国家資格がありませんでした。国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた者が業務にあたるということが十分でなかったため、それを法により規定し国家資格として認めるという背景がまずあると理解しております。一方で学校におきましては、特にチーム学校ということで、中教審答申等が出されましたので、チーム学校の中で、学校職員以外の心理に関する専門の方や、福祉に関する専門の方等が求められている時代の要請として、今までそれを専門として、例えばスクールカウンセラーを心理の専門として位置づけ、これは学校教育法施行規則で位置づけられておりますが、福祉に関してはスクールソーシャルワーカーと位置づけられてきているという経緯もございまして、おそらくはそういった流れ、様々な流れを受け、今回の法の改正の1つであると理解しております。
- 上原委員 今のご説明では、この公認心理師法の趣旨が、国民の心の健康の保持増進ということでしたけれども、そうなりますと震災関係での心の問題、現在社会的問題となっております児童虐待等に関わる問題等も、資格を持った公認心理師が求められてくるかなと思います。そうなってきますとスクールカウンセラーとしての活用、294名も合格したことですが、関係機関や部局等と調整をして、一定の人数を各学校現場へ活用出来るようにすることも必要かと思います。その辺の計画はどうでしょうか。
- 義務教育課義務教育指導班天願班長 平成30年度は小学校へ200校、中学校は145校で全校、高等学校は52校配置しております、108名で学校の対応をしております。平成31年度につきましては、中学校は既に全校配置しておりますが、小学校も266校全校に配置を目指し、毎週というわけにはいきませんが、年間少なくとも何回かは

行けるような体制を取ろうということで現在進めております。小中で全校配置が出来ないか進めさせていただいているところです。国も全校配置を打ち出しておりますので、それを目標として本県においても進めております。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第4号 沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について

【説明（文化財課長）】

資料に基づき、沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について説明を行った。

【質疑等】

○ 教育長 基本的には消費税法の改正に伴い税率が上がりますので、条例から委任された分を規則で定めるという改正です。その他は所要の改正になります。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第5号 学校職員の人事について（非公開）

議案第6号 教育庁等職員の人事について（非公開）

議案第7号 学校職員の人事について（非公開）

議案第8号 学校職員の人事について（非公開）

(9) その他

【喜友名委員退任挨拶】

来る4月4日までの任期ということで満4年の勤めを終えることが出来ます。唯一休んだのが、一昨年に手術をして1週間ほど入院し休ませていただいたのですけれども、教育委員会の行事は優先ということで対応してまいりました。教育委員の皆様をはじめ、教育長を中心とする教育委員会事務局の皆様に大変お世話になり、またご迷惑をお掛けしたこともありました。厚く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。キャリア教育について少しだけ意見等を述べて、離任の挨拶に代えさせていただきたいと思います。キャリア教育につきましては、新しい学習指導要領では小・中・高等学校において発達の段階を踏ましたキャリア教育の充実を図ることが再び重視されました。キャリア教育を特別活動の中核に据えることや、進路を選択する能力を養うことが明示されたことについては、大きな改革という印象を持っています。また、県教育委員会におきましては、小学校から高等学

校までの 12 年間に渡り自分のキャリアについて考え方行動し、振り返ることで自己のキャリア形成に生かすことが出来るキャリアパスポート（仮称）を導入することとなっているようです。キャリア教育の推進については、再び重視されたことを契機にしていただき、働く場を提供している企業等においても、そのことを強く認識していく必要があると思っております。相互に情報を共有、協働してそれぞれの役割を發揮していくという趣旨で取り組んでいただきたいと思っております。キャリア教育という言葉が公的に初めて用いられたのは 1999 年 12 月の中央教育審議会がとりまとめた、初等中等教育と高等教育との接続の改善についての答申書においてとなっているようです。答申では当時の新規学卒者のフリーター思考の広がり、就職後 3 年以内の若者の離職率の高さから学校教育と職業生活との接続に課題があることが指摘されておりました。学校と社会及び起業家の円滑な接続を図るためのキャリア教育を実施することが必要であるとされていたと思います。以来 20 年程経ちましたけれども、本県においてもキャリア教育の理念が浸透し、国や県、市町村教育委員会の施策、事業の展開、そして学校現場においては学校、保護者、地域の有識者、地域の企業体が一体となって様々な活動を実践して、これまで多くの実績を残してきているということで、評価したいと思います。しかしながら現在でも子供達の早期離職という状況は続いております。本県だけの課題ではなくその傾向は全国的な課題となっていることも教育委員になって初めて知りました。早期離職率で見ると沖縄県は全国 1 位というデータもあるようです。このような中で私自身の心の中には立場上、企業における子供達を育てる環境というものはどうなっているのだろうかという疑問が正直残っております。国の 2018 年子供・若者白書がありますが、学校を卒業して初めて勤めた職場を離職した理由について、複数回答ではありますが、「仕事が自分に合わなかった」が 43.4% でトップ、以下、「人間関係がよくなかった」が 23.4%、「労働時間、休日、休暇の条件がよくなかった」が 23.4%、「賃金がよくなかった」が 20.7%、「ノルマや責任が重すぎた」が 19.1% の順となっております。それから離職理由の中で最も重要な理由について特に聞いてみると、「仕事が自分に合わなかった」が 23.0%、次いで「人間関係がよくなかった」が 10.0% と続いております。このデータから考えますと学校教育と職業生活との接続に大きな課題があることが考えられると思います。就職はしたものの職場で相談出来る人がいないという状況もあるようです。沖縄の 21 世紀ビジョンで描いた将来像では、「多様な能力を發揮し、未来を拓く島」を目指すべき将来像として掲げております。そしてその課題のトップに、「人材こそが最大の資源であるとの考えを共有する沖縄」を実現することを課題としてあげております。先日、全国都道府県教育委員会連合会総会に出席のため、東京へ出張した際に東京商工会議所及び日本商工会議所を表敬し、キャリア教育について話を伺いました。提供していただいた日本商工会議所の資料の中で、日本商工会議所は、従来から教育は学校現場だけでなく、社会総掛かりで行うものとの理念のもと、全国各地の商工会議所における教育支援活動の普及、促進を図るとともに政府の教育関係会議等の場においてキャリア教育の重要性を訴え、商工会議所の取組を紹介してまいりましたと、資料の冒頭の挨拶で紹介されておりました。本県の商工会議所や商工等においても、このような理念が浸透し地域においても学校を主体にして、学校と地域や地域企業等との連携が実践されている状況にあり、本県のキャリア教育が着実に推進されております。本県の産業界等にも厚く感謝を申し上げる次第であります。結びになりますが、課題となっている学校教育と職業教育の接続の課題については、国も県の施策展開ももちろ

ん必要ですが、これまで以上に県民総掛かりで取り組んでいく強い思いが必要だと思います。その意味でも、知事部局との連携も含め、連携がキーワードになると考えております。4年間大変お世話になりました。皆様の日頃の頑張りに敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

【平敷教育長】

喜友名委員ありがとうございました。キャリア教育に関しましては、日頃からご提言をいただきました。また先程の、東京での会議の際には、東京及び日本商工会議所を訪問いただいて、先行的な事例等を紹介いただきまして、我々としましても引き続き委員のおっしゃったように、学校と職場との接続、早期離職の話もございましたし、マッチングであったり、早い段階から将来を見据えて学んでいく取組がとても大事だろうなと思いました。委員のご指摘されるようなものをもっと高めていけるように頑張ってまいりたいと思います。引き続き、様々な場で、ご提言等をいただければありがたいなと思っております。本当にありがとうございました。

(10) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。